日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 1. 22

No.14-006

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

ILO は判決の報告を求め、検証し、示唆をする

国際労働機関（ILO）により、
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO 勧告の意義についてシリーズ 4

ILO は

有効な労使交渉が実現されることに資する判決を求めている

勧告 第 649-(b)

「会社により解雇された 148 名の労働者が 2011 年 1 月、東京地方裁判所に対し、彼ら自身と会社の間に法的拘束力を持つ労働契約が存在する旨の確認を求める法的訴えを行った事実を考慮し、

当委員会は、政府に対して、裁判所に継続している案件の結論を提供するよう求める。

この項は、解雇無効を求めている裁判の結論を報告するように、政府に求めています。この要請は、国際機関特有の言いまわしです。司法の独立を尊重する立場から、求める判決内容ついて論究していませんが、この裁判問題が、前記した

結論部分 644 項に記載されたとおり、「委員会は、本件において、大量解雇が CCU、JFU、JALFIO など、複数の労働組合の役員や組合員を含む、多数の労働者に影響を及ぼした点に留意している」との立場から結論されて、ダイジェスト版 833 段落が引用されていることからみて、労働組合役員、労働者代表の雇用が守られて、有効な労使交渉が実現されることに資する判決を ILO が求めていることになります。

ILO は

判決内容を検証し、都度、解決に向けての提示をしてくる

この勧告によって、政府は、解雇無効事件の判決を ILO に報告しなければならず、ILO は、この判決について、検証していくことになります。

このことを、国労事案の経験からみると、ＩＬＯは、東京高裁判決、最高裁判決が出される都度、解決に向けた重要な示唆を提示してきました。日航事件についても、ILO は、判決の報告を受けて、同様の対応を行うことになるでしょう。

■2012 年 6 月 15 日の「第一次勧告」を受けての、牛久保秀樹弁護士による「日本政府に解決交渉の実現を要請　ILO 結社の自由委員会・ＩＬＯ理事会勧告の意義」を一部抜粋要約しています

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

次号は c 及び d 項の紹介です

2014年もこれまで同様、カンパ及び活動へのお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5月　15日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より

6月　5日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101号法廷

13時30分より